

別記様式第2号（第12条関係）

| | |
|------|-------------|
| 受付番号 | 平成27年 第 5 号 |
| 受付日 | 平成27年10月7日 |
| 質問者 | 笹岡 秀太郎 議員 |

文書質問答弁書

回答日：平成27年11月5日

担当部局：財政経営部管財課

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく笹岡秀太郎議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問

国土交通省がユニバーサルデザイン社会を目指し制定した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が平成24年7月に改定されました。

これは平成19年の改定以来であり、この間に蓄積された新たな知見が反映され改定されたものと認識いたします。改定内容は従来記載がされていなかった「床の滑り」に関する項目が追加され「評価指標及び評価方法」により測定機を用いた数値で管理することとなりました。

厚生労働省が発表した平成25年度人口動態統計によると転倒・転落が原因の死傷者数は全国で7,766人であり（そのうち同一平面、いわゆる平たいところでの死亡者数は5,301人）、実に同年の交通事故死者数6,060人を上回っていることとなります。

また、年間に約9万人の方が転倒をきっかけとして寝たきりとなり、約1400億円もの医療費が掛かるともいわれており、転倒予防学会においても転倒が介護度を引き上げる第1原因となっていると報告されております。

四日市市においても、この改正で具体的に指標が示された通り、床面の滑り抵抗係数を留意し床面を適正に管理するなどの検討がなされるべきと認識いたしますが取り組みについてお伺いいたします。

また、現在供用中の施設等における転倒などの発生状況の把握は、転倒者が自らの不注意による転倒との意識があり、床の滑りが原因との視点がないことから実際の件数の把握は非常に困難とされておりますが、本市においても新たな視点で実数把握に努め、早急に評価指標に応じた対策を講ずるべきと考えますがご所見をお伺いいたします。

また、使用条件による経年劣化などへも対応することが重要であることから、転倒事故を防ぐ適切な管理が望まれますが取り組みについてお伺いをいたします。

答弁

議員からは、滑り抵抗係数に留意した床面の適正管理による転倒防止対策への取り組みについてご質問頂きました。これについて、ご答弁させていただきます。

ご質問のとおり、平成24年7月に、国土交通省が定める「高齢者、障害者の円滑な移

動等に配慮した建築設計標準」が改定され、床面の滑りやすさの評価手法の1つである、「滑り抵抗値を用いた評価手法」が記載されました。

これは滑り試験機を用いた、「滑り性試験」によって測定される「滑り抵抗係数」を評価指標とし、乾燥時、湿潤時等の「滑り抵抗係数」を測定することにより、床の滑りやすさを評価する手法で、多様な床面における統一した評価手法として、大変有効であると考えます。

しかし、本市が保有する施設すべての床面の滑り抵抗係数を把握するには、長期間を要し、また調査費用についても必要となります。

また、経年劣化、使用条件によっても床面の滑り具合が変化することから、施設ごとに、どのように管理をしていくかについても検討が必要です。

一方で、公共施設は多くの市民がご利用いただく施設であり、特に高齢者や障害者がご利用いただく施設における床面の状況把握及び転倒防止対策については、早急な対応が求められています。

そこで、当面の対策として、各施設の管理者による床面の状況把握を行い、滑りやすい床面については、「貼紙等による注意喚起」、「転倒防止用マットの設置」、「定期的な床の清掃」による転倒防止対策を実施します。

また、修繕や改修を予定している施設につきましては、これに合わせて適切な材料への変更、滑り止め塗料の塗布といった改修工事を行います。

今後も各施設の管理者による日常点検を行うなど、安全に利用できる施設環境の整備に努めてまいります。